



初めてスマホ購入で

最大1万円分のコトカがもらえる！！



※令和5年4月1日～に購入された方が対象

※下記の内容を必ずご確認ください。

(1) 補助対象者 ※下記①～⑦をすべて満たす個人の方です。

- ①交付申請日に琴平町に住民基本台帳の登録がある方
- ②申請年度中に65歳を迎える方、または65歳以上の方
- ③スマートフォン※1の契約者本人であること。
- ④スマートフォンの購入及びモバイルデータ通信契約を初めて行う者であること（フィーチャーフォンからスマートフォンへの機種変更契約を含む。）。
- ⑤ライフビジョン（町公式情報配信アプリ）及び町公式LINEを登録し、購入したスマートフォンで受信できること。
- ⑥スマートフォン本体の購入及び当該スマートフォン本体に係るモバイルデータ通信の新規契約又は機種変更契約を同時に行っていること。
- ⑦町税等を滞納していない人

※1 スマートフォンとは、非接触ICカードの通信及び機器間相互通信が可能な近距離無線通信規格であるNFC認証機能を搭載し、第4世代又は第5世代の移動通信システムに対応し、オペレーティングシステムが搭載された音声通話以外にインターネット接続等が可能な高機能携帯電話をいう。

(2) 補助金額

上限10,000コトカ／人（100円未満の端数は切り捨て）

※1人につき1台（回）限りです。（予算額に達した場合は終了となります。）

(3) 補助対象経費

スマートフォン本体（同梱品を含む。）の購入費用、モバイルデータ通信契約に係る事務手数料（新規契約及び機種変更契約に係るものに限る。）及びこれらに係る消費税が対象

※分割払による購入も対象（申請日までに支払済の頭金及び分割金のみが対象）

※購入時において、企業等が発行するポイントを充当した額は、補助対象経費から控除

※通信費は対象外です

(4) 申請期間

購入後1年以内に必要書類（裏面参照）を揃えて申請

申請受付時間：8時30分～17時15分（土日祝、年末年始の役場閉庁日を除く。）

(5) 申請先 : 琴平町企画防災課（町役場2階）

補助金の申請から交付までの流れ

- (1) 販売店でマイナンバーカードの読み取り機能（NFC認証機能搭載）があるスマートフォンを購入する。
※通信事業者とデータ通信契約をしているスマホが対象です。
※補助対象となる機種の確認は各販売店のご相談ください。

- (2) 「琴平町公式LINEアカウント」への登録（友だち追加）をする。
※登録（友だち追加）するには、別途「LINEアプリ」をインストールする必要があります。



アプリのダウンロードはこちらからできます。
(友だち追加)
ID: @029gpoup

- (3) 「ライフビジョン」への登録（情報配信アプリで琴平町を選択）をする。
※登録するには、別途「ライフビジョンアプリ」をインストールする必要があります。



Android用



iPhone用

アプリのダウンロードは
こちらからできます。

- (4) 「琴平町高齢者スマートフォン購入補助金交付申請書」に必要な書類等を添えて、琴平町企画防災課まで持参する。

【申請に必要なもの】

- ① 交付申請書（役場またはHPにあります）
- ② 契約書類及び支払明細（領収書等）のコピー
（購入日、購入機種、端末購入費及び契約事務手数料の支払総額とその内訳、購入端末の利用に係る契約の内容及び契約者がわかるもの）
- ③ 窓口に来た人の本人確認ができるもの（運転免許証・保険証など）の写し
- ④ 購入したスマートフォン（各アプリへの登録等を確認するため）
- ⑤ 機種変更の場合は、購入前の端末又は購入前の端末を撮影した画像

- (5) 通知書（補助金交付決定通知書）が郵送で到着

※申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

- (6) 補助金がコトカに自動給付されます。

※申請日から概ね1か月前後の給付となります。

- ・申請についてご不明な点は、企画防災課までお問い合わせください。
- ・町民向け「スマホ教室」「スマホサロン」を開催しています。
詳しくは、企画防災課までお問い合わせください。